

# 豊田市交流館 運営基本方針

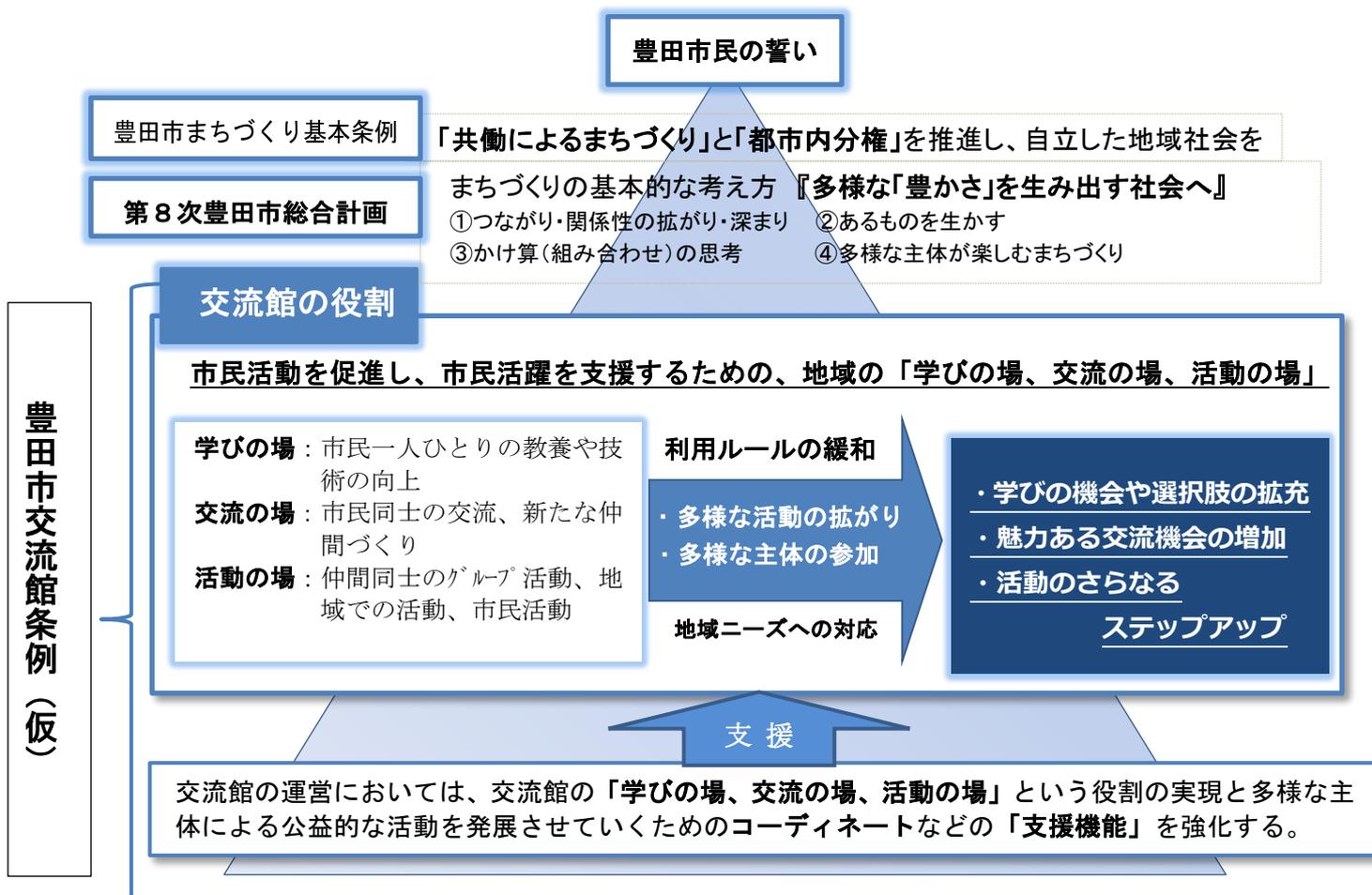
## 1 交流館の役割 (豊田市)

市民活動を促進し、市民活躍を支援するための、  
地域の「学びの場、交流の場、活動の場」

交流館の設置目的や運営理念は、「豊田市交流館条例（仮）」（以下、「条例」）で定めており、その背景には、「豊田市まちづくり基本条例」の理念や「第8次総合計画」のまちづくりの基本的な考え方があります。

交流館の設置目的を実現するために、交流館は自己の成長をめざす市民が生涯にわたって自分らしく活躍できる地域の活動拠点として、多様な主体による自主的・自立的な活動が展開されるように人と人、団体、活動をつなぐ支援を行うことが求められます。

交流館は地域の拠点施設として、地域住民、地域団体、企業等の事業者などと互いにコミュニケーションをとりながら、あらゆる世代が地域に愛着を持ち、それぞれの持てる力を生かして活躍する「自立した地域社会の実現」を目指します。



市民：市内に居住し、通勤し、又は通学する個人及び市内において事業若しくは活動を行う個人又は法人その他の団体のこと。

市民活動：営利を目的とせず、市民が自主的に行う公益的な活動のこと。地域活動も含まれる。

多様な主体：市民、市民活動団体、地域団体、NPO、営利事業者等

## 2 交流館運営基本方針 (公益財団法人 豊田市文化振興財団)

### (1) 地域の「学びの場、交流の場、活動の場」としての機能の充実

#### 1 魅力ある学び・交流・活動機会の提供

交流館は、多様な主体が出会い、共に活動するきっかけづくりの場として、人や市民活動をつなぐ役割を担っています。交流館では学びを通じた社会的課題への「気づき」を促進し、市民が交流する機会を積極的に設けます。さらに、自主グループや地域住民も講師となり、個人の学びの成果を他者や地域のための活動へつなげる「学びの循環」を機能させ、自主的・自立的な市民活動の発展を支援します。

#### 2 新たな利用者の開拓による活動の活性化

新たな視点での事業企画や柔軟な館運営で、「開かれた交流館」をアピールし、利用者の裾野の拡大を図ります。利用の緩和により、地域の公益に資する新たな事業主体を、積極的に交流館や地域での活動に取り込み、魅力ある交流館を目指します。

#### 3 安全・安心・快適な施設運営

より多様な市民が集い活動する施設として、利用者にとっての使いやすさ・使い心地の良さを視点で、これまで以上に安全・安心・快適に利用できる環境づくりを推進します。

### (2) 市民の活躍機会のコーディネート機能の強化

#### 1 地域情報の収集、発信及び活用

交流館ならではの視点で、人材をはじめとする様々な地域資源や情報を「地域カルテ」として積み上げ、それをもとに市民の活躍の機会を総合的にコーディネートします。また地域情報を生かし、地域の実情に合った事業展開につなげます。

地域で活躍する市民の姿を積極的に発信していくことで、意欲の向上や活動の裾野の広がりにつなげます。

#### 2 職員資質の向上

交流館に求められる役割を果たすために、広い視野で多様な市民活動の事例、民間の取組などを積極的に情報収集し、多くの引き出しを持つことでコーディネート力の強化に努めていきます。また研修や施設間での情報交換の機会を増やし、事例の共有や積み上げにより交流館全体でのスキルアップを図ります。

そして常に、職員行動規範「輝くぶんしん職員の心得 10 か条」を基にした行動を実践し、地域から信頼される職員を目指します。

## **(3) 個性豊かな地域社会の実現**

### **1 多世代が暮らしやすい地域づくりへの支援**

第8次総合計画では、超高齢社会への適応として、子どもから高齢者まであらゆる世代が様々な交流し、社会との関わりを持ちながらそれぞれの能力を発揮して地域のなかで活躍していくことを目指しています。

交流館は、その特性と強みを生かして、地域住民や市民活動団体と連携し、行政をはじめ様々な団体とも情報共有を図りながら、あらゆる世代が様々な交流できる場を創出します。また、「学びの循環」の取組のひとつとして、市民のやりたい気持ちを形にする支援を進め、自分らしい活躍を地域づくりにつなげます。

### **2 地域特性を生かした交流館運営の推進**

住民や利用者の意向を反映し、地域の実情に応じた交流館運営を進めるため、交流館運営委員会を積極的に活用します。

新たなルールによる交流館運営の変化や課題を共有し、より良い運営を協議する場として機能させるために、会議の進め方を工夫し、多様な立場の委員を選任することで、その役割の向上を図ります。

運営委員会の他にも、地区コミュニティ会議の事務局を担い、より地域と密接につながるることができる強みを生かし、住民のニーズや地域情報の把握に積極的に努め、地域の実情に応じた開かれた交流館運営につなげます。

### **3 地区コミュニティ活動を通じた地域の担い手づくり**

住民が主体となって住みよいまちづくりや地域課題解決を進める地区コミュニティ会議の事務局として、地区コミュニティ活動が継続的に行われるよう、地域会議や他の地区コミュニティ会議の取組の情報を伝えるなど、側面から活動を支えます。

地区コミュニティ活動をきっかけに、その後も地域の中で活動に関わる人材が増え、多様な主体が楽しみながらまちづくりに関わる環境づくりに取り組みます。

# 豊田市交流館 重点取組項目

公益財団法人 豊田市文化振興財団

## 1 新しいルールでの円滑な交流館運営

- 「目 標」 職員全員が豊田市交流館条例等の改正の趣旨を正しく理解し、新しい利用ルールのもと、適切に交流館運営ができるようにします。
- 「方 策」 (1) 新しいルールにおける利用者への対応について、職員・夜間派遣職員・臨時職員共に「報・連・相」を徹底し、館独自のマニュアルを備えるなど、意思統一を図ります。
- (2) 窓口対応の事例や利用許可の判断基準などについて、全体での共有はもちろん、ブロックや近隣の交流館や類似施設とも積極的に情報共有や意見交換を行い、対応の精度を高めていきます。
- (3) 新しい交流館のあり方や制度の変更内容などについて、様々な機会をとらえ、継続的に地域や利用者へ周知を図ります。

## 2 多様な主体による新たな事業展開と市民活動の積極的な支援

- 「目 標」 これまで交流館を利用していなかった企業等の事業者や市民団体を含め、多様な主体による新しい事業展開を支援し、地域の学びや交流の機会を創出します。また、各館の特色や重点的に取り組んでいる事業が明確になるよう、メリハリのある事業展開を行います。
- 「方 策」 (1) これまでの事業を見直し、交流館が主体となって取り組む事業を絞り込み、職員の業務のウエイトを市民の活動支援にシフトしていきます。
- (2) 企画の段階から市民の参画を取り入れ、事業に市民自身が能動的にかかわる場面を積極的に作ります。
- (3) 企業等の事業者や市民団体の情報を積極的に収集するとともに、窓口での丁寧な聞き取りにより、新たな主体を交流館や地域での活動に呼び込みます。

## 3 地域の実情に応じた交流館運営のための運営委員会の積極的な活用

- 「目 標」 利用者の意向を反映し、地域の実情に応じた交流館運営を進めるため、運営委員会を積極的に活用します。
- 「方 策」 (1) 運営委員会のあり方を見直し、新たなルールによる交流館運営の変化や課題について共有し、意見聴取やより良い運営方法を協議する場として機能するよう努めます。
- (2) 委員の構成は、より多様な立場の意見を反映するため、団体・機関の代表、住民組織や利用団体の代表、地域の事業者など、幅広い世代から地域の特性を踏まえた選定をします。また委員以外からも、必要に応じて柔軟に意見聴取できる場を設定します。
- (3) 会議の進め方について、館長協議会等で情報交換を図るとともに、研修などを通じて、有意義な会議運営のためのスキルの向上に努めます。